

令和元年第4回宇治田原町議会定例会

目 次

○第3日（令和元年12月10日）

議事日程（第3号）……………79

日程第1 一般質問……………81

1. 藤本英樹 議員

2. 馬場 哉 議員

令和元年第4回宇治田原町議会定例会

議事日程(第3号)

令和元年12月10日

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 藤本英樹 議員
2. 馬場 哉 議員

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	山内 実貴子	議員
	2番	山本 精	議員
	3番	今西 久美子	議員
	4番	垣内 秋弘	議員
	5番	田中 修	議員
	6番	原田 周一	議員
	7番	馬場 哉	議員
	8番	松本 健治	議員
	9番	谷口 重和	議員
	10番	浅田 晃弘	議員
	11番	藤本 英樹	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町	長	西谷 信夫 君
副町	長	山下 康之 君
教 育	長	奥村 博已 君
総 務 部	長	奥谷 明 君

健康福祉部長	久野村 観光 君
建設事業部長	野田 泰生 君
まちづくり整備推進 担当部長	黒川 剛 君
教育部長	光嶋 隆 君
総務課長	青山 公紀 君
企画財政課長	矢野 里志 君
税住民課長	馬場 浩 君
介護医療課長	廣島 照美 君
健康児童課長	立原 信子 君
建設環境課長	谷出 智 君
プロジェクト推進課長	山下 仁司 君
産業観光課長	木原 浩一 君
上下水道課長	垣内 清文 君
会計管理者兼会計課長	長谷川 みどり 君
学校教育課長	岩井 直子 君
社会教育課長	清水 清 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局 長	村山 和弘 君
庶務係 長	太田 智子 君

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

昨日の一般質問に引き続き、本日もよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（谷口 整） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告順に質問を許します。藤本英樹議員の一般質問を許します。藤本議員。

○11番（藤本英樹） 改めまして、皆さん、おはようございます。

11番、藤本英樹でございます。通告に従いまして、12月定例会一般質問を行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

最初の質問は、昨日も多く議員が質問されておりましたが、私も防災対策について質問いたしたいと思います。

防災対策の中でも防災士について質問をいたします。

まず、防災士研修計画について質問をいたします。

自然災害大国日本において、今年の夏は本町では幸いにもそれほど大きな自然災害は発生いたしませんでしたが、千葉県では台風15号の影響で大規模停電が長期間発生いたしましたし、台風19号では東日本各地で河川が氾濫し、大きな洪水被害をもたらしました。世界中から注目されておりましたラグビーワールドカップ予算リーグの3試合が中止となったことは、記憶に新しいところでございます。

平成30年の夏のように、大阪北部地震、西日本豪雨災害、このときは高尾地区への道路が崩落して通行止めとなり、住民に多大な不便を生じてしまいましたし、台風21号は農業施設に被害を生じさせ、多数の倒木をもたらしました。近い将来必ず発生すると言われております東南海トラフ地震や、平成30年の夏のような異常気象は、大きな災害を引き起こす可能性が非常に高いと誰もが認識しております。

そこで、防災士の重要性について、再度認識が必要ではないかと考えております。平成29年3月議会において、今後の防災士の活動について質問をいたしました。そのとき、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自主防災の必要性、重要性を認識する中で、防災士が地域の防災の要として各地区自主防災会でのアドバイザー、あるいはリ

一ダ一的な立場として地域防災の牽引役となり活躍してもらい、防災士としての知識・経験を最大限に生かしていくためにも、研修会や防災士同士の意見交換会などを開催し、地域防災力の向上を図り、地域でも活動できる取り組みを展開していくと答弁をいただきました。

その後、平成29年11月4日に、第1回防災士研修会を開催されましたが、それ以降研修会などの開催は行われておりません。今後の研修計画について確認いたしたいと思っております。

○議長（谷口 整） 青山総務課長。

○総務課長（青山公紀） 改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、ご答弁させていただきます。

本町におきましては、地域防災力向上の担い手として、防災の知識を学び、防災に対する意識を高めることを目的に、とりわけ平成24年度からの3年間を重点年度といたしまして区・自治会・自主防災会のご協力を得る中で防災士の養成に取り組んでおり、現在藤本議員をはじめ、町職員を含めると計22名の方に地域防災のアドバイザー、あるいはリーダーとしてご活躍いただいているところでございます。

ご質問いただきました防災士を対象とする研修会につきましては、議員ご提案のもと、京都府事業である地域防災力向上講座を活用する中で開催し、13名の方にご参加いただきました。

今後におきましても、研修会や防災士同士の意見交換会の開催など、地域でさらにご活躍いただけるような取り組みを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） では、次に今後の防災士の育成について質問をいたします。

現在、宇治田原町で防災士として登録されているのは22名でございますが、22名全員男性です。男性だけだというもので避難者への対応に支障を来すものではないかと考えております。

いざ災害が発生し、避難所を開設するとなると、その運営にかかわるのは、学校など指定避難所は町職員ですが、公民館など一時避難所については各自主防災会が主体となると思われます。防災士はその中でもリーダー的立場にならなければならないと考えております。避難所に避難してこられる方は、男性・女性・幼児・高齢者と多種多様であ

り、避難者への配慮という意味では、受け入れ側としても多様な対応が求められるようになると思います。

しかしながら、自主防災会の役員はそのほとんどが男性であります。町職員の中には女性職員もおられますが、男性だけで避難所を運営するにはさまざまな問題が生じると考えます。女性の防災リーダーや防災士が各避難所に数名ずつおられたら、女性の視点からも避難所の運営に関する意見を出してもらうことが可能となり、避難者対応もスムーズに行えると考えます。今後の防災士の育成、特に女性防災士や、現在空白となっております銘城台地区の防災士育成計画について確認いたします。

○議長（谷口 整） 奥谷総務部長。

○総務部長（奥谷 明） 現在のところ、町が区・自治会、自主防災会のご協力により養成いたしました防災士の中には女性の方はおられず、防災士22名全員が男性となっております。議員ご指摘のとおり、避難所における女性・幼児・高齢者の方への対応など、女性ならではのきめ細やかな対応が期待される場所であり、実際各地域で実施いただいております自主防災訓練におきましても、炊き出し訓練をはじめ、女性の参加者にご活躍いただいているところでございます。

先ほどの答弁にもありましたが、防災士が地域防災のアドバイザーあるいはリーダーとしての活躍が期待される場所から、敷居を高く感じておられる面もあろうかと思われまので、防災においても女性の力が必要であり、女性が活躍できる、そういった機運の醸成にまずは努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

また、防災士がいない地域につきましては、町といたしましても全ての地域において防災士を養成いたしたく考えておりますので、地元のご協力を得る中で防災士となっていただく方をご推薦いただけるよう、さらなる働きかけを行ってまいりたいと考えております。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 防災士を育成するだけでは、いざというときに機能いたしません。防災士が各地区の防災リーダーとして自主防災会に名を連ねて、万が一の災害時に避難所が必要となった場合、運営側の必要な人材になってもらわなくてはなりません。避難所を運営する側の体制が不十分では、避難してこられた方の不安は払拭できません。また、老若男女さまざまな方が一堂に集まる避難所のスムーズな運営を目指すのであれば、

女性の防災リーダーが必ず必要となると考えます。防災士育成は数年前でストップしており、先ほど質問いたしましたとおり女性の方はひとりもおられませんし、銘城台地区は空白のままです。

現在防災士は、全国に16万人の方が資格を取得されておられます。愛媛県の松山市では、公費負担で育成され、地区の防災計画を防災士が策定しておられますし、高知県では南海トラフ地震に備え、2013年より年間300人の取得を目標に掲げておられます。

また、総務建設常任委員会で視察研修に伺いました広島市では、平成26年の土砂災害と平成30年の西日本豪雨災害で甚大な被害を被った結果、令和2年度までに950名の若手防災士を育成する計画をされておられますし、女性消防隊を積極的に活用され、万が一の災害に備えておられます。さらに、女性消防隊のほとんどの方が防災士の資格を取得されており、その防災意識の高さには敬意を表したいと思います。

本町の現状を鑑みますと、一定の養成を行っただけで、その後の研修計画や自主防災との連携が中途半端であると指摘せざるを得ません。今後も計画的に各地区単位での要請を行うとともに、特に女性防災士は絶対に必要です。新規育成や定期的な研修会や意見交換会を開催することで、知識の向上に努めていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、東京オリンピックについて質問させていただきます。

東京オリンピックにつきましては、男女マラソンの札幌開催など何かと世間でも話題になっておりますが、今回は聖火リレーについて質問いたします。

まず初めに、聖火リレールートを選定について質問いたします。

先ほどの質問でも少し取り上げましたが、ラグビーワールドカップ日本大会は、我が国代表であるブレイブブロッサムズが初のベスト8進出という快挙もあって、日本中に歓喜と感動をもたらしました。「4年に一度じゃない一生に一度だ」のコピーは、最初目にしたときは大袈裟に映りましたが、日本代表が勝利を重ねるに従い、その瞬間に立ち会うことの喜びとスポーツのすばらしさを実感したところでございます。

かく言う私も、高校時代の3年間楕円形のボールを追いかけて、ラグビーというスポーツの魅力にはまった一人でございますので、日本中がワールドカップの熱狂に沸いていたことはそのスポーツに携わった者として内心うれしく思っております。そして、来

令和2年、2020年7月には東京オリンピックが、8月にはパラリンピックが開催されます。元号も令和となり、平和の象徴である五輪をシンボルとした、世界一を決めるスポーツの祭典が日本で開催されることに大きな意義を感じており、今年開催されましたラグビーワールドカップに続く国民的な盛り上がりで成功に期待を寄せるところでございます。

また、オリンピック開会に先立ちまして、聖火リレーが来年3月26日から福島県を皮切りに全国各地をリレーされるようですが、京都府におきましても5月26日、27日に聖火リレーが府域をめぐる計画であるとお聞きしております。

まず、26日は京都府北部から長岡京市を経て亀岡市まで、続く27日は宇治市をスタートし、本町から城陽市、木津川市、精華町、京田辺市、八幡市、久御山町を経て京都市へとリレーされる計画のようです。

オリンピックの聖火が本町を通過するという事は、世界規模のスポーツの祭典に参加しているということでもあり、大変光栄なことであるとともに、オリンピックに「宇治田原町」の名前をアピールする絶好の機会であると考えます。オリンピック組織委員会では、聖火リレーのルートについて、各地区が誇る場所や新たな一面を気づかせる場所、聖火がその場所を通ることによって希望をもたらすことができる場所とされており、そのほかにも風景のよいところ、SNS映えするところなど、各自治体の意向を尊重することとされておられます。聖火リレーが半年後に迫る中、本町ではどのようなルートを考えておられるのでしょうか。

○議長（谷口 整） 清水社会教育課長。

○社会教育課長（清水 清） 前回の東京オリンピックが、半世紀前の昭和39年、1964年であったことを考えましても、オリンピックのイベントに立ち会うことができるチャンスは、まさに「一生に一度あるやなしや」であることと受けとめております。

このため、町を挙げて取り組み、成功裏に終わらせたいとの思いは十二分に持っております。あらゆる事象や事態を想定する中で、万全を期し、進めているところでございます。

ご質問にございます本町内の通過ルートについてですが、東京2020組織委員会の正式な発表がなされていない中、現時点ではお答えいたしかねる次第でございます。議員をはじめ、多くの皆様よりお問い合わせなどを頂戴しておりますが、組織委員会の取り決めごとでありますことから、何とぞご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、ルートの決定に当たっては、ご指摘のように本町の意向を尊重されることとされていますが、一方で走破時間や距離、交通規制や車両の滞留場所など数多くの課題をクリアしなくてはならず、皆様より頂戴するご意見・ご要望にお応えできない場合もございますことをご了承いただきたく存じます。

なお、組織委員会からの発表につきましては年末ごろの公表と伺っており、わかり次第お伝えいたしたく考えておりますので、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 来年は、新庁舎が完成し、新しい宇治田原町が誕生する記念すべき年でございます。また、聖火リレーが行われる5月27日といたしますと、本町の代名詞でもある新茶の摘茶最盛期でもございます。このような記念すべき年に、風薫る5月の「お茶のまち宇治田原」を聖火ランナーが駆け抜けることは何気ない風景かもしれませんが、本町の歴史にとっては大きな意味のあるイベントであると確信しております。

また、この聖火ランナーに選ばれた方にとっても、聖火を持ち町内を走ることは忘れることができない一生の思い出になることと思います。記憶に残る聖火リレーが実施されることは、本町をアピールする絶好の機会であり、何よりも皆さんの記憶に残る一大イベントであると考えます。

また、去る6月議会定例会の谷口重和議員の一般質問で、本町の特産品をオリンピックで販売してはどうかという質問に対し、聖火リレーで本町のよさを全国に発信すると山下副町長が答弁されておりました。5月であれば新庁舎も完成しており、前述のとおり本町の特産である新茶の最盛期でもございますので、聖火ランナーと一緒に茶摘み姿の娘で伴走するなどの企画も考えられるのではないのでしょうか。

そこで、聖火リレーの引き継ぎ場所を新庁舎周辺で行い、新庁舎お披露目がてら宇治田原産の新茶をアピールするなどのイベント開催を計画してみたいかでしょうか。ラグビーワールドカップのコピーではございませんが、オリンピックの聖火が我が町を駆け抜けることは、一生に一度あるかないかのことであると思います。このように、貴重な体験、せっかくの機会を得るタイミングでありながら、これといったアクションを起こさずに見過ごすことはもったいないことだと思います。老若男女を問わず多くの町民の方々に参加いただき、沿道から声援を送っていただくことはできないものではないでしょうか。中でも中学生から小学生、保育所や幼稚園の児童など、多くの子どもたちに経験し

てもらふことは、子どもたちの将来を考えてもとても意義深いことだと考えますし、聖火リレーを間近で体験し、将来オリンピック選手になりたいと思うような子どもが出てくるかもしれません。このようなまたとない機会を最大限活用するという予定はないのか、お尋ねいたします。

○議長（谷口 整） 光嶋教育部長。

○教育部長（光嶋 隆） 先ほども答弁申し上げましたように、ルート選定は地元意向が尊重されるという一方で、制約や課題などをクリアしなければならないことがございまして、そういったことも踏まえまして進めております。

盛り上げ効果の一つといたしましてご提案いただきました、茶摘み娘の衣装を着用することについては、聖火ランナー及び伴走者は、組織委員会で決められましたユニフォーム以外の着用は禁じられておりますので、実行不可能でございます。

また、コース内に聖火ランナー及び伴走者でない者が立ち入ることも禁じられておりますことから、勝手に特殊な衣装を着用した者が伴走することも不可能となっております。しかしながら、沿道で応援を送る人々の着衣にまで規制はかけられておりませんので、社会規範に反するものでない限り問題はないのではないかと想定する次第でございます。

また、現段階では発着点が公表されておられませんので、一般論的にはなりますが、ある程度の広さが確保できるのであれば、新茶PRなどのイベントは不可能ではないと考えます。ただ、先の市町から引き継いでスタートし、ゴール後直ちに次の市町へと移動されるスケジュールが基本でありますことから、長時間にわたるイベント実施は困難かもしれません。多くの住民の方々のご参加により、聖火リレーを盛り上げることは非常に重要なことと考えております。ご質問にございましたように、各学校や保育所、幼稚園などに働きかけをいたしまして、沿道の応援に参加できるよう努めてまいりたいというふうに考えております。

このほか、種々の団体などにも働きかけをいたしまして、より多くの方々のご参加を目指したいと思っておりますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（谷口 整） 藤本議員。

○11番（藤本英樹） 時間的な制限がないのであれば、西ノ山展望台からやんたん交遊庵、宗田生家、そして本町で最も人気のある観光スポット正寿院と回り、新庁舎周辺で引き継ぐのが理想かと思いますが、その時間的余裕はなさそうです。

また、新庁舎の供用開始時期が定まっておられません、建物周辺の整備は整っている

と思われます。ぜひ本町の魅力を最大限アピールできるような聖火リレールートを制定いただき、本町のすばらしさを全国、いえ、世界の皆様に伝えられるようなイベントを目指して準備を進めていただきますようお願い申し上げます、定例会一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて藤本英樹議員の一般質問を終わります。

続きまして、馬場哉議員の一般質問を許します。馬場議員。

○7番（馬場 哉） 12月の定例会における2日間の一般質問も、私が最後になりました。お疲れやと思いますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、7番、馬場哉が一般質問を行います。今回の質問は、第5次まちづくり総合計画の改定について質問をいたします。

まず1件目、次期総合計画への改定についてお伺いをいたします。

平成28年3月に策定したまちづくりの基本的な指針である第5次まちづくり総合計画の前期計画期間が終了するに当たり、次期計画への改定が進められています。改定に当たって、アンケート調査にご協力をいただいた住民の皆様、また中学生の皆さんにはご協力に感謝をいたします。

さて、私は平成28年の総合計画策定当時に審議会委員をしておりましたので、後期改定の中間報告である資料とともに総合計画を読み返していましたが、町ホームページに現在掲載されている総合戦略のファイルは、2年前に見直しをされたものが掲載されているとのことでよろしいですね。

まちづくり総合計画推進条例では、第6条に、基本構想及び基本計画を変更しようとするときは総合計画審議会に諮問する。第12条においては、基本構想及び基本計画並びにこれに類する計画を変更しようとするときは議会の議決を経るとあったが、そのようなことはなかったと記憶をしています。まずこの点についてお聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 矢野企画財政課長。

○企画財政課長（矢野里志） 本町の第5次まちづくり総合計画につきましては、今年度の改定業務の中でもご説明を申し上げますとおり、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づく「地域創生総合戦略」を、重点的・集中的に取り組む「まちづくり戦略」という名称で基本計画に内包するとともに、2040年までの「人口ビジョン」を、目標年次は異なりますものの総合計画の基本構想内において将来人口として設定をしております。

この「まちづくり戦略」に掲げる具体的施策については、総合計画策定後の平成28年度以降、外部の有識者からなる「町地域創生総合戦略推進委員会」を設け、公開の委員会での協議、進行管理を行ってきたところです。この進行管理の中で、有利な財源である地方創生推進交付金の獲得と並行し、それに関連する具体的施策を追加または変更するため、ご指摘のとおり2度の戦略の改定を行い、公表しているところでございます。

また、ご指摘にあります基本計画を変更する場合の議決の定めについてであります、平成28年3月議会に当該条例を上程いたしました際に、条文ごとの考え方を示した資料をあわせてお示しし、ご審議・ご可決をいただいたところであります。

この中で、基本計画の定義については、基本計画のうち「まちづくり戦略」は大きな方向性を示す3つの「基本目標」すなわち「まちの活力」、「うじたわらっ子育み」、「安心・住みよいまち」の柱立てまでを基本計画に含むこと、またこの3つの「基本目標」及び「人口ビジョン」までを議決対象とすることをご説明申し上げております。

したがいまして、この間の「まちづくり戦略」の改定については、基本目標内の施策の変更であったことから、議決の対象としていなかったものであります。今年度議決対象となる第5次まちづくり総合計画、人口ビジョン及び地域創生総合戦略については、議会にもご報告しながら進めているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 皆さんがこのような冊子を持っておられると思います。総合計画のイメージ図の中に「まちづくり戦略」が内包されているので質問をしましたが、答弁のとおり、「まちづくり戦略の大きな方向性を示す3つの基本目標の柱立てまでを基本計画に含むこと、この3つの基本目標及び人口ビジョンまでを議決対象とする」と計画策定当時、議会にも説明されていたのであれば、ここでこれ以上はその内容について聞きませんが、町のホームページには「第5次まちづくり総合計画を2017年11月策定しました」とありますが、実際のところは「2016年3月に策定した計画」に2度の改定をしたものが公表されています。

町が進むべき指針となる最上位の計画ですので、計画期間内に改定をするようなことがあるならば、どこを改定したのかわかりやすく丁寧に説明し、公表するのがよいのではないかと指摘をしておき、次の質問に移りたいと思います。

次は、後期計画策定後の行政運営についてでございます。

まず1点目、実施計画について質問をいたします。

今回の第5次まちづくり総合計画の改定により、「将来人口の考え方」については「2025年8,700人、2040年8,000人」が、先日の議会全員協議会で示されました。地方公共団体の基準財政需要額の算定項目は、人口を測定単位としているものが多いと認識をしています。そうすると、人口減少に連動して需要額も必然的に減少が見込まれます。

また、同じく少子高齢化が進むことにより、生産年齢人口も減り、税収の減少も予想されます。このことは、本町だけに限らず都市部を除く全国の自治体が直面する共通の悩みだと考えます。今回示された人口フレームで、計画期間中のまちづくりへの影響、さらには現在実施している事業へどのような影響があるのか、お聞きをいたします。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 議員ご指摘の人口減少と税収の考え方につきまして、普通交付税の「基準財政需要額」では、確かに人口を基礎にした項目は多いところであることから、その部分では需要額は減少するものと考えられるところであります。

しかしながら、例えば高齢化が進めばその項目に係る需要額は増加することとなり、また普通交付税の総額で言えば、税収が下がれば普通交付税は伸びる仕組みとなっていることから、人口減少イコール交付税額の減少とはならないと考えているところであります。

本町においては、これまでから交付税措置される新庁舎建設をはじめとした大型公共事業や地方創生の推進等により、「基準財政需要額」を増加させる要因となる各種事業も行っていることから、現時点では人口フレームの見直しによるまちづくりへの影響や実施事業の影響については想定を行っていないところでございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） もう一度確認をいたします。

生産年齢人口の減少により、経済や産業活動の縮小を要因とし、地方公共団体の税収入は減少する一方で、高齢者人口の増によって社会保障費等の増加が見込まれ、これらの行政コストが増大し、財政は硬直化がますます進むのではないのでしょうか。人口減少が進み、「2025年8,700人、2040年8,000人」であっても、実施している事業等に影響を想定しないのであれば、現在の施策や行政サービスが維持され、生活利便性が低下することはないのでしょうか。人口減少社会に向かって行政が実施する

施策等も、住民・議会・行政が議論を深めながら、それに合わせていかなければならないのではないのでしょうか。この点もう一度お聞きします。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 現在、国においては第32次地方制度調査会において、2040年ごろにかけて顕在化する課題として、高齢者人口の増加や生産年齢人口の減少、年少人口の減少等を掲げており、こういった人口構造の変化は基礎自治体における行政サービス提供の持続可能性にも影響を及ぼすとの報告もされており、その課題に対応する観点から複数の市町村で構成する新たな「圏域」についても研究をされているところ です。

本町においては、今後厳しい財政状況が予想されるものの、住民生活に最も近い自治体として、持続可能な地域社会の実現に向け、その時代のニーズを的確に把握し、効率的・効果的な行財政運営を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 答弁にもありましたように、効率的また効果的な行財政運営を図るには、実施しているさまざまな事業に対する評価が重要であると考えます。

先日の第6次行政改革大綱実施計画のローリングの報告で、第5次まちづくり総合計画に位置づけられている474事業について、「事務事業調書」を作成しているとの報告がありました。財政収支において、一般財源で新しいまちづくりに投資している額の数倍にも及ぶ金額を、基金を取り崩し、収支のバランスをとっている財政状況で、常々おっしゃるスクラップ・アンド・ビルドを実行していくのに当たり、この事務事業調書をもとにスクラップ、すなわち予算の削減・廃止を検討されると推測します。ビルドについては、調書で浮かび上がった課題に対して新たな仕組みを構築するため、予算の増額を検討されるのでしょうか。そこには行政側の視点だけでなく、住民側の視点もあります。

先日も全員協議会で申し上げましたが、事務事業調書の公表をしていただき、住民・議会・行政が議論を深められるように望みます。そこで共有することは、これから向かう人口減少社会に対応できるまちづくりではないのでしょうか。考えをお聞きします。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） ご報告申し上げましたとおり、平成29年度の予算事務事

業について調書の作成と内部評価を行い、その全ての事業ではありませんが、調書をもとにした予算削減につなげたところがございます。また、並行し、事務事業により構成する「施策」を評価する取り組みとしまして、連携協力包括協定を締結している京都府立大学公共政策学部の教員、学生の参画のもと、平成29年度以降に本町が地方創生推進交付金の交付を受けた対象事務事業と、それにより構成する施策の評価に取り組んでいるところであります。

また、第6次行政改革のローリング計画にも記載しておりますように、本町の事業評価は個別の事務事業ではなく施策の評価を重視する方向性とし、事務事業のうち必要性、妥当性、有効性、効率性の観点が高いものの洗い出しを行い、財政健全化に向けた予算削減につなげることをとしています。

一方で、行政改革外部評価委員会からの評価調書でご意見をいただきましたように、事務事業の改善・合理化に向けた評価については、本町の実情に合った形での仕組みを構築するように努力していきたいと考えているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 第5次まちづくり総合計画では、策定時から実施計画を策定しないとされていますが、先ほどの事務事業評価と財政計画を連関させた上で、実施計画に類するものをつくり、まちづくり総合計画に書き込み、審議会に諮問するべきではないでしょうか。

あわせて、想定する人口フレームのもとでの行政運営では職員の増加を図れる状況ではないので、「公共の担い手は行政である」との考えを改め、今もたくさんところで「公共」を担っていただいております住民の皆さんや企業ほか、あらゆる組織と行政とが協働することこそが、行財政改革の基本なのかもしれません。それには住民、行政との信頼関係が大事であるというふうに思っています。

それでは、2件目の役場支所についての質問に移りたいと思います。

まちづくり総合計画の基本構想「効果的な行財政運営」に関連して、庁舎移転後の出張所もしくは支所の設置についてお聞きをいたします。

平成29年の12月議会一般質問において、町長は「議員からご提案をいただいております窓口事務に対応できる出張所もしくは支所設置については、正直なところを申し上げますと私も以前より、例えば現在の保健センターを活用する中で激変緩和措置として

役場支所の設置に取り組めないかと考えていたところである」と答弁をされています。今現在でも、この役場より近い地域、遠い地域があります。庁舎移転で不便になるとの声に対応する出張所・支所なのか、今後の恒久的な行政サービスの向上施策としての出張所・支所の設置なののでしょうか。激変緩和措置の意味合いがよくわかりませんが、その後検討が進んでいるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（谷口 整） 青山課長。

○総務課長（青山公紀） 議員ご指摘のとおり、平成29年12月議会一般質問の町長答弁において、「新庁舎移転に伴い、現庁舎近隣住民の方々にとりましては、役場が遠くなり、サービスの低下や不便になると認識することから、庁舎移転後、当面の間、窓口事務に対応できる出張所もしくは支所設置につきまして、前向きに考えてまいります」と答弁させていただいたところでございます。

その後、これまでの間、窓口業務の対応について、公共施設の跡地利用をあわせて事務的に内部検討を進めてまいりましたが、職員体制や財政運営等についても十分考慮する中で、可能な範囲での窓口的な機能を激変緩和措置として確保したいと考えているところです。

なお、詳細につきましては、閉会後の全員協議会でご報告させていただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 1回目の質問で申し上げたとおり、今現在でも役場から遠いところ、近いところがあります。その課題が解決されるであろうコンビニエンスストアでの住民票・印鑑証明書等の証明書交付については、導入・維持コストがあまりにも高額なため、施策の実施を見合わせると報告があったところです。

それについては理解をしますし、正しいと思います。コストをかけるなら、新庁舎に向かう公共交通の充実が住民の皆様も便利であるでしょう。他にも住民満足度の向上につながる行政サービスを検討するならば、図書館や体育館に出向いた際に文化センターでの証明書の交付ができれば、住民さんにとっても利便性が向上するのではないのでしょうか。本会期中に報告するとのことですので、今申し上げたところなどは十分内部検討がされ、整理が進んでいると思いますので、検討の過程を答弁いただきたいと思います。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 先ほど総務課長がご答弁させていただきましたとおり、役場庁

舎の移転に伴う窓口設置については、あくまで現庁舎近隣住民の方々に対する激変緩和措置として考えているところであり、その詳細につきましては閉会後の全員協議会にてご報告させていただく予定としているところでございます。

そうした中、総合文化センターでの証明書交付業務につきましては、システムの導入・維持費用、職員体制等についての各種課題があるものと認識しているところでございます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 「役場が遠くなりサービスの低下や不便になる」との声には、従前から当局が説明されているように、行政サービスの向上や公共交通機関によるアクセスを充実させるとおっしゃっていますね。1回目の課長の答弁で、当面の間の支所設置とありました。当面の間がどれくらいの期間を想定されているのかわかりませんが、例えばそれが2、3年として、先ほどの不満は解消されるのでしょうか。住民さんが役場に証明書発行などの目的で足を運ぶのは年に2、3回、多くても5回程度だと推測をしますが、それ以外に何かのついでにちょっと聞いてみよう、に對面対応するのが役場窓口であり、そのような機能を支所にも持たせることができるのでしょうか。そのような便利な機能がある支所なら、「私の住んでいる地域も新庁舎から遠いので支所を設置してほしい」とおっしゃる声が出てくるのではないのでしょうか。設置するとしている支所の詳細への質問ではなく、考え方の質問ですので、答弁をお願いいたします。

○議長（谷口 整） 奥谷部長。

○総務部長（奥谷 明） 先ほども答弁させていただきましたとおり、体制や財政面等についても十分考慮する中、可能な範囲で窓口的な機能の設置を、あくまでも激変緩和措置として考えているところでございます。その詳細につきましては、閉会後の全員協議会にてご報告させていただく予定としておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 3回までの質問なのでこれ以上はできませんが、今の答弁は私の質問に答えていません。

先ほども言いましたが、従前より当局は「役場が遠くなりサービスの低下、不便になるとの思いは認識している。そのために、公共交通の充実と行政サービス・利便性の観点から、コンビニエンスストア等での証明書の発行を前向きに考えている」と説明し、

庁舎移転に理解をお願いしてきました。「離れた場所にあり不便になる」という声に対して、直接移転に伴った策ではない行政サービスの向上を結びつけて理解を求めてきたのは当局であり、その考え方を継続しているのですか、それとも変えたのでしょうか。あくまで激変緩和措置とする支所設置と、利便性・行政サービスの向上策、また公共交通の充実は関連しており、パッケージですので、次の機会にしっかりと議論をしたいと思えます。

それでは次の質問、外国人の転入増について質問をさせていただきます。

後期基本計画の骨子案の中でも、実現に向けての課題として取り上げられている、「増加傾向にある外国人材が今後も地域で活躍していくことができる基盤として、多文化共生に関する住民意識の醸成が重要」に関連をして質問をいたします。

将来人口を2025年に8,700人とするとしているが、外国人の住民は何人ぐらいを想定されていますか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 現在、約300人の外国人の方々に本町に住民としてお住まいいただいております。先の議会にてご報告させていただいたとおり、このたびの第5次まちづくり総合計画の改定に関する将来人口については、地域創生総合戦略を進めることによる「戦略人口」と、戦略期間前後に種をまくインフラ整備との相乗効果による「目標人口」の2つの考え方により、方向性を示しております。

この目標人口の考え方としては、本町における近年の統計上の移動率・定住率をもとに、定住率と合計特殊出生率、出生数の改善及び住宅用地への移住促進との連動により設定しておりますが、これは国籍を問わず外国人の方も含めたものとしているところであります。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 国は、今後進行する生産者人口減への課題対策として、外国人労働力の受け入れを推進しています。本町においても、道路インフラが整備された後の企業進出により、従事する外国人の増加は想定されます。結果的にまち全体として人口減のペースが緩やかになり、想定人口が上振れすることも考えられるのではないのでしょうか。先ほどから議論しているように、人口減少がまちに影を落とす影響は少なからずあるので、自然豊かなまちに住みながら地元で仕事をされる「外国人を受け入れる住民意識の醸成が重要」との総合計画審議会の提案を支持しますし、住民の方々にも外国人材を受

け入れ、多文化共生社会へのご理解をお願いしたいと思います。

私は、多文化共生社会のイメージとして、少子高齢化や人口減少社会の結果により、地域コミュニティの希薄化や維持が今後はますます難しくなると予想されるので、茶文化のおもてなしの心、他人を思いやる心を地域住民と外国人が共有し、違う価値観を持った多文化の外国人を地域で受け入れ、地域コミュニティの再生と維持を図ることを理念とする共生社会のイメージがあります。

住民意識の醸成を図る上で、具体的な共生社会のイメージを改定される計画に書き込む必要はないでしょうか。

○議長（谷口 整） 矢野課長。

○企画財政課長（矢野里志） 今年度に進める総合計画の改定業務の中では、同様のご提案を総合計画審議会委員からもいただいているところであります。

後期基本計画素案においては、新たに「多文化共生を尊重する」視点、また基本計画に内包するまちづくり戦略にも、そのための取り組みを掲げることとしておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（谷口 整） 馬場議員。

○7番（馬場 哉） 宗円交遊庵やんたんの1周年記念イベントのマルシェでは、工業団地管理組合のご協力で、ベトナム料理の屋台が出店され、工業団地企業に従事する外国人実習生がたくさん来場されたようです。また、先日の商工祭においてもたくさんの方の町内企業に勤める外国人実習生の来場がありました。今後このような機会を通して、住民意識の醸成が図れることになればというふうに思います。

以上で今回の質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○議長（谷口 整） これにて馬場哉議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次回は12月18日午前10時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。皆さん、ご苦労さまでした。

散 会 午前11時00分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 藤 本 英 樹